

観音寺市長 宛て

観音寺市子育てのための施設等利用給付認定申請書(1号)

【申請に当たって同意していただく事項】

- 1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園又は国立大学附属幼稚園)又は特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園及び特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項・子ども・子育て支援法施行規則第28条の8の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定・変更認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

Application form for facility utilization. Includes fields for applicant name (観音寺 太郎), address (観音寺市坂本町1丁目1番1号), birth date (平成元年 1月 1日), and phone numbers. A section for child information includes child name (観音寺 一郎) and birth date (平成 28年 2月 2日).

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入してください。

Facility information section. Includes facility name (〇〇幼稚園), location (観音寺市〇〇町〇〇番地〇), and utilization start date (令和元 年 〇〇月 〇 日).

※ 申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。

※ 市記入欄

City input section with a table for '認定の可否' (Approval/Disapproval), '認定の区分' (Approval Category), and '認定期間' (Approval Period). Includes checkboxes for '可' (Yes) and '否' (No) and fields for dates.